

平成 28 年 7 月 8 日

総務部財政課

総務第 07-〇〇〇

平成 28 年 月 日

各 部 局 長 様

総 務 部 長

「経常的支出の総点検及び大規模臨時的経費の事前確認」
(サマープレビュー) の実施について (案)

平成 29 年度当初予算編成に向けて、歳出面では、公債費や社会保障関係経費、人件費などの経常的な支出が増加を続けており、財政の硬直化が急速に進んでいます。また、歳入面では一般財源総額の伸びが見込めない中、住宅供給公社清算金などの臨時収入や企業会計からの借入金の皆減に加え、財政調整基金の積み上がりが不足し、こうした財源不足をいかに解消していくかが、財政運営上の大きな課題となっています。

このため、更なる歳入確保に努めることはもちろんですが、特に、経常的支出をはじめとする歳出全般の見直しを行うことが急務となってきています。

つきましては、平成 29 年度当初予算編成が始まる前の段階で、「経常的支出の総点検及び大規模臨時的経費の事前確認」(サマープレビュー) を下記のとおり実施することとしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. サマープレビューの対象

別紙 1 「サマープレビューの対象事業について」のとおり。

2. 総点検及び事前確認の視点

(1) 経常的支出全般

県では、「三重成果向上サイクル (スマートサイクル)」を運用し、施策や事務事業の検証を行っていますが、このシステムを活用し、経常的支出全般について総点検を行うこととします。

具体的には、

- ① 総務部 (財政課) において、「平成 27 年度事業マネジメントシート (事務事業)」を用いて点検・確認を行ったうえで、
- ② 上位の施策や基本事業への貢献が明らかでないなど事業の成果が明確でないものや、逆に成果が十分あがっており、今後も県が関与すべきかどうか疑義のあるものなどについては、見直しを検討すべき事業として、総務部が関係部局に通知します。

- ③ 各部局においては、総務部の通知の内容も含めて、「1. サマープレビューの対象」に該当する事業全般について総点検を行うこととします。

なお、県単補助金については、次の（２）により点検することとします。

（２）県単補助金

歳出改革ワーキングで検討されている県単補助金の見直しの視点も活用し、見直しの検討を行うこととします。

見直しの視点は、別紙１の「２. 県単補助金」に記述してあるとおりです。

（３）大規模臨時的経費

すでに、平成 28 年 5 月 31 日付け「平成 29 年度以降の所要見込額調書の提出について」（総務部財政課）により依頼しているところですが、提出いただいた調書をもとに、①そもそも大規模臨時的経費に該当するものかどうか、②必要性や緊急性があるのかどうか、③事業の優先度はどうかなどの視点により事前確認を行うこととします。

なお、サマープレビューは、予算編成時において見直し対象とするかどうかを予算要求の前にあらかじめ設定しようとするものであり、予算要求の前に廃止・休止・縮小などの見直しを県として確定させるものではありません。

3. 作業内容及び工程

（下作業）

6月下旬～7月上旬	総務部内での事務事業の点検・確認（平成 27 年度事務事業マネジメントシートを活用）
7月上旬	経常的支出の総点検の対象とする事業について、総務部が関係部局に通知

（サマープレビュー）

7月上旬～8月下旬	各部局において、経常的支出全般、県単補助金の総点検を実施 そのうえで、対象事業について、現時点の方針として、それぞれ「廃止」「休止」「見直し」「継続」のいずれかと判定し、総務部に調書を提出
8月下旬～9月上旬	各部局から提出された調書をもとに、総務部（財政課）職員が聴取を実施
9月下旬～10月初旬	知事・副知事と総務部との協議
9月下旬～10月初旬	総務部意見の提示

※ 大規模臨時的経費については、別途通知による。

(予算編成等)

9月中旬	行財政改革の更なる取組の公表
10月4日	予算調製方針の公表
11月上旬	平成29年度当初予算要求締め切り
12月上旬	要求状況の公表

4. 提出調書及び期限

- 提出調書 提出調書1 「経常的支出見直し調書」
提出調書2 「県単補助金見直し調書」
- 提出期限 平成28年8月22日(月)
- 提出方法 電子メール
- 提出先 財政課貴部局担当主幹(主査)、担当者まで

(事務担当 財政課予算班
電話 059-224-2216)

サマープレビューの対象事業について

1. 対象事業一覧

平成28年度当初予算に計上されている事業のうち、次に整理するもの。

平成28年度当初予算における 要求区分	小区分	経常、臨時 の別	サマープ レビューの対象	備考
①公債費、②人件費、③税収 関連交付金等、④交際費・政 策開発経費、⑦繰出金等		経常		当初予算編成時に議論
⑤個別検討項目		経常	○	
⑥大規模臨時的経費		臨時	○	別途通知により作業開始済み
⑨政策的経費	公共事業	臨時		当初予算編成時に議論
⑩庁舎管理経費等		経常	○	
⑪政策的経費	非公共事業(人口減 少分を含む)	経常	○	
特定政策課題枠	i) サミット関連(ポスト サミット除く)	臨時		(当然減)
	ii) 3年以上継続して 実施しているもの	経常	○	
	iii) 上記以外(ポスト サミット含む)	臨時		当初予算編成時に議論

※ 法令で義務づけの事業(注1)及び国費など特定の収入の範囲内で実施することが明らかな事業(注2)については、サマープレビューの対象外とする。

(注1)「法令で義務づけの事業」とは、法令において、当該事業を「実施(負担)しなければならない」とされているものに限るものとし、「実施(負担)するものとする」とされているものや努力義務のものは除くものとする。また、啓発事業などで、実施が義務づけられているものの、実施の時期や具体的手法が明確になっていないものも除く。

(注2)「特定の収入の範囲内で実施することが明らかな事業」とは、国費に加え、財団法人からの諸収入や使用料・手数料などの特定財源の範囲で実施する事業をいう。ただし、当該特定財源が不足した場合において県費を必要とする事業は含まない。また、事業費の全額に基金を充てて実施する事業は原則対象外とするが、当該基金が県費を財源にして造成されたものについては、対象外とはしない。

※ 県単補助金については、上記に関わらず、次の2のとおりとする。

2. 県単補助金

【見直し検討対象事業】

平成28年度当初予算に計上しているもののうち、次のいずれかに当てはまるもの。

- ① 制度創設から3年以上経過する事業(平成25年度以前に創設)
(見直しの視点:当初の目的や意義が薄れてきていないかどうか、終期設定があるかどうか)
- ② 平成15年12月5日付け「県単補助金の見直し方針」に該当するもの
(見直しの視点:別紙2のとおり)
- ③ 市町・団体に対する県単補助金のうち、国の市町村・団体向け直接補助金と補助対象が重なるもの
- ④ 当初予算に対する補助実績の割合が過去3年(H25～H27)で平均50%を下回るもの
又は単年度(H25～H27のいずれか)で30%を下回るもの
- ⑤ 事業規模の大きい県単補助金(平成28年度当初予算ベースで事業費が3億円以上のもの)
(見直しの視点:当初の目的や意義が薄れてきていないかどうか、他府県の状況や交付税措置の状況を勘案)

※ ここでいう「県単補助金」とは、三重県補助金等交付規則第2条第1項の対象となるもののうち、県単独で行うものをいう。いわゆる協調補助や、国庫補助事業に上乘せ・横出しするものも対象となる。

県単独補助金の見直し方針

本県では、平成15年3月に「三重県地方分権推進方針」として本県が対応すべき地方分権改革の基本方針を定めたところである。この基本方針を踏まえ、本県では、今後、市町村等に対する県の関与を縮小し、市町村等の自主性・自立性を尊重し、県と市町村等との対等協力を進める観点から、市町村等に対する県単独補助金について、抜本的な見直しを順次行っていくこととし、平成16年度予算編成においては、高率補助金、零細補助金等の廃止もしくは見直しを行うこととする。

なお、廃止、見直しにあたっては、市町村等の予算編成や激変緩和等を配慮し、必要に応じて経過措置を講じることは可能とするが、その場合、原則として本県の財政健全化の「集中取組期間」に成果を出すものとする。

1 平成16年度予算編成における見直し対象事業

○ 市町村に対するもの

県単独で実施している補助金で次の(1)～(4)に該当するもの

(1) 高率補助金

ア 補助率が1/2を超える補助金

イ 定額で補助を行っているもので、その額が補助対象事業費全体に対して1/2を超える補助金

《見直しにあたっての留意事項》

上記定義による高率補助金のうち、

- ・ 法令で県が全額あるいは高率で補助することが明記されているもの
- ・ 市町村の起債償還金に対する補助で、既に過去に意志決定をし、補助を行っているもの

については、見直し対象から除くこととする。

(2) 零細補助金

ア 個々の市町村への交付額が、1,000千円未満の補助金

但し、経過措置として、平成16年度は、500千円未満を対象として見直しを図ることとする。

《見直しにあたっての留意事項》

- a 市町村で複数の箇所等が対象となる場合は、個々の案件毎で、1,000 千円未満のものを対象とする。
- b 市町村への補助が、メニュー方式の場合、個々のメニュー単位で見直しを行うものとする。
- c 県の補助を受けて、市町村が個人や NPO 等の団体へ交付するものは見直し対象から除くこととする。

(3) 市町村に対する交付税措置と重複している補助金

ア 当該補助対象経費にかかる市町村への交付税措置が、具体的かつ明確に規定されている事業に対する補助金

《見直しにあたっての留意事項》

- a 市町村には、交付税措置があるが、都道府県には措置されていないような経費は、原則として廃止する。

(4) 国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金

ア 国の補助率に対して、県単措置として補助率を嵩上げし、市町村負担を軽減しているもの
(法や国の補助要綱上の制度スキームにその前提として、県補助金が入っているものを除く。)

例)	国の補助制度	国	1/2	市町村	1/2		
	県単上乗せ制度	国	1/2	県	1/4	市町村	1/4

イ 国の補助単価に対して、県単措置として補助単価を嵩上げし、市町村負担を軽減しているもの

例)	国の補助制度	補助単価	1,000 円/m ²
	県単上乗せ制度	〃	1,200 円/m ²

(国の補助単価 1,000 円/m²+県単措置 200 円/m²)

ウ 国の補助対象基準に対して、県単措置として基準変更をすることによって、市町村負担を軽減しているもの

例)	国の補助制度	補助対象基準	1,000 m ² 以上
	県単上乗せ制度	〃	800 m ² 以上

(国の補助対象基準 1,000 m²-県単措置 200 m²)

《見直しにあたっての留意事項》

- a 当該国補事業に対する県の支援が法令に明確に規定されているものは、見直し対象から除くものとする。
- b 国の補助スキームとして、県の上乗せ補助を前提として実質上運用されており、県が補助しないと市町村へ国庫補助金が交付されないものについては、国への制度改正を要望し、制度改正をしたうえで見直し行うこととする。
- c 準過疎対策に伴う上乗せ補助金（いわゆる横出し補助金も含む）についても、原則として見直しの対象としていくこと。

○ 各種団体に対するもの

県単独で実施している補助金で次の（１）～（３）に該当するもの

（１）高率補助金

「市町村に対するもの」に準じる。

（２）国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金

「市町村に対するもの」に準じる。

（３）県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

平成15年2月の包括外部監査からの指摘事業も含め、県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金

2 新規補助事業の取り扱いについて

- (1) 新規補助事業の創設にあたっては、上記見直し方針と整合性を保つこととし、見直し対象事業に該当するような新規補助金の創設は行わないこととする。

- (2) 新規補助事業の創設にあたっては、既存補助事業を廃止するなど、スクラップ・アンド・ビルドを原則とするとともに、必ず終期設定を行ったうえで、新規補助制度を創設することとする。

《見直しにあたっての留意事項》

- a 重点プログラムにおける新規補助制度についても、上記方針によるものとする。

提出調書1 経常的支出見直し調書(県単補助金は除く)

(単位:千円)

No	部局名	細事業名	平成28年度 当初予算額	左のうち 県費	要求 区分	総務部財政課の指摘	成果と課題 (平成27年度の評価に基づく)	部局の方針		総務部意見
								判定	左の理由	

(備考1) この調書の対象事業：平成28年度当初予算に計上されている事業のうち、要求区分の⑤個別検討項目、⑩庁舎管理経費等(⑩の部分事業費5,000千円未満のものは除く)、⑪政策的経費(非公に限る。人口減少分を含む)、特定政策課題枠で3年以上(H25年度～)継続して実施している事業
なお、別紙1のとおり、法令で義務付けの事業及び国10/10の事業は除きます。また、県単補助金については、提出調書2の対象として扱ってください。

(備考2) 「要求区分」欄には、要求区分を記入してください。(複数ある場合は、例えば、「⑩、⑪、特」と記入。要求区分ごとに行を分ける必要はありません。)

(備考3) 「成果と課題」欄には、平成27年度における評価をもとに記述してください。具体的には、①上位の施策・基本事業への貢献がどの程度あるのかという点と、②事業そのものの成果や課題に関して事業マネジメントシートに記述した内容に追加すべき内容(例えば直近の状況など)を記述してください(H27年度のマネジメントシートに記述してあることを改めて記述する必要はありません。なお、可能な限り、定量的な実績も記述してください)。
なお、「⑩庁舎管理経費等」については、施策・基本事業への貢献に代えて、節減努力の取組内容を記述してください。

(備考4) 「判定」欄には、部局の当初予算要求に向けた方針として、「廃止」「休止」「見直し」「継続」のいずれかを記入してください。

なお、「見直し」とは、細々事業の廃止や対象の縮小など、事業内容に大きな変更を行おうとするものが該当します。また、事業そのものの見直しを行うことなく、単に事業を統合するものは、「継続」としてください。

(備考5) 「左の理由」欄は、なぜ、その「判定」を行うこととしたのかを記述してください。また、「見直し」の場合は当該見直しの内容を、「継続」の場合には、どうしても、廃止、休止、見直しができない理由を明確に記述してください。

提出調書2 県単補助金見直し調書

no	部局名	補助金・交付金等の名称	平成28年度 予算額 (平成27年 度2月補正 その1を含む 額)	うち一般財 源	1. 市町 2. 市町及び団体等 3. 市町以外			1. 県単補助 2. 上乗せ補助 3. 国等との協調補助			事務事業の目的 事業概要	創設 年度	終了 年度	直近3カ年の実績(決算ベース)※27年 度は決算見込			各部局による見直し結果		総務部意見	(参考)H15年度見直しの方針に 該当するもの																			
					補助 等の 対象種 別	補助率 (補助対 象事業費 ベース)	県補助額 の1件あた り 金額上限	県単・ 上乗 せ等 区分	市町交 付税措 置の有 無	具体的補助対象経費、条件等				平成25年 度	平成26年 度	平成27年 度	判定	左の理由		高率	零細	市町 交付 税	国補 上乗	余剰 金団 体															
					執行率 (決算/当 初予算)	執行率 (決算/当 初予算)	執行率 (決算/当 初予算)	「廃止」「休止」 「見直し」「継 続」の別を記入																															
0	(記入例) 〇〇部	△△推進補助金	3,000	3,000	3	1/3	1,000千円	1	無	〇〇計画の認定を受けた事業を推進するために必要な機械・設備の導入経費	H15		60%	50%	40%	廃止	(3年以上経過に該当する場合の例) ××の高度化についての取組は、〇〇計画の認定を受ける事業所が全事業所の半数を超える中、近年は要望も減少傾向にあり、一定の役割を終えたと考えられることから、事業を廃止する。																						

「継続」とは、補助の基準・対象・補助率などを変更しないものをいう。補助基準等が変わらず事業費が若干下がる程度のものは、「見直し」とはせず、「継続」としてください。

右の見直しの視点以外に、「制度創設から3年以上経過する事業」、「国の市町・団体向け直接補助金と重複するもの」、「補助実績が低調なもの」、「事業規模の大きいもの(事業費3億円以上のもの)」が対象となります。

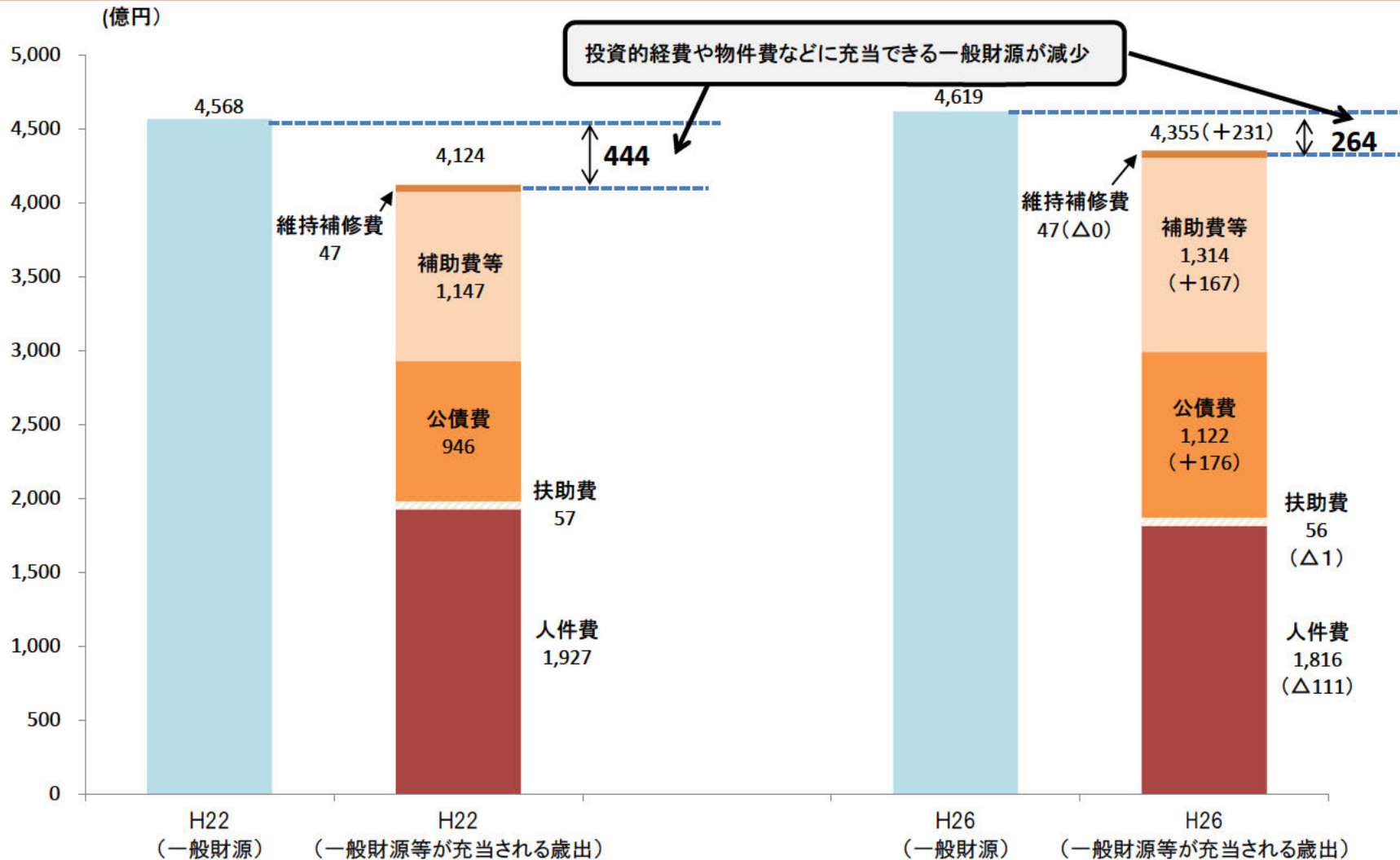
平成28年7月8日
総務部財政課

三重県財政の現状と今後のめざす姿

平成28年7月
総務部

1-1. 経常的な支出の状況(一般財源の充当先)

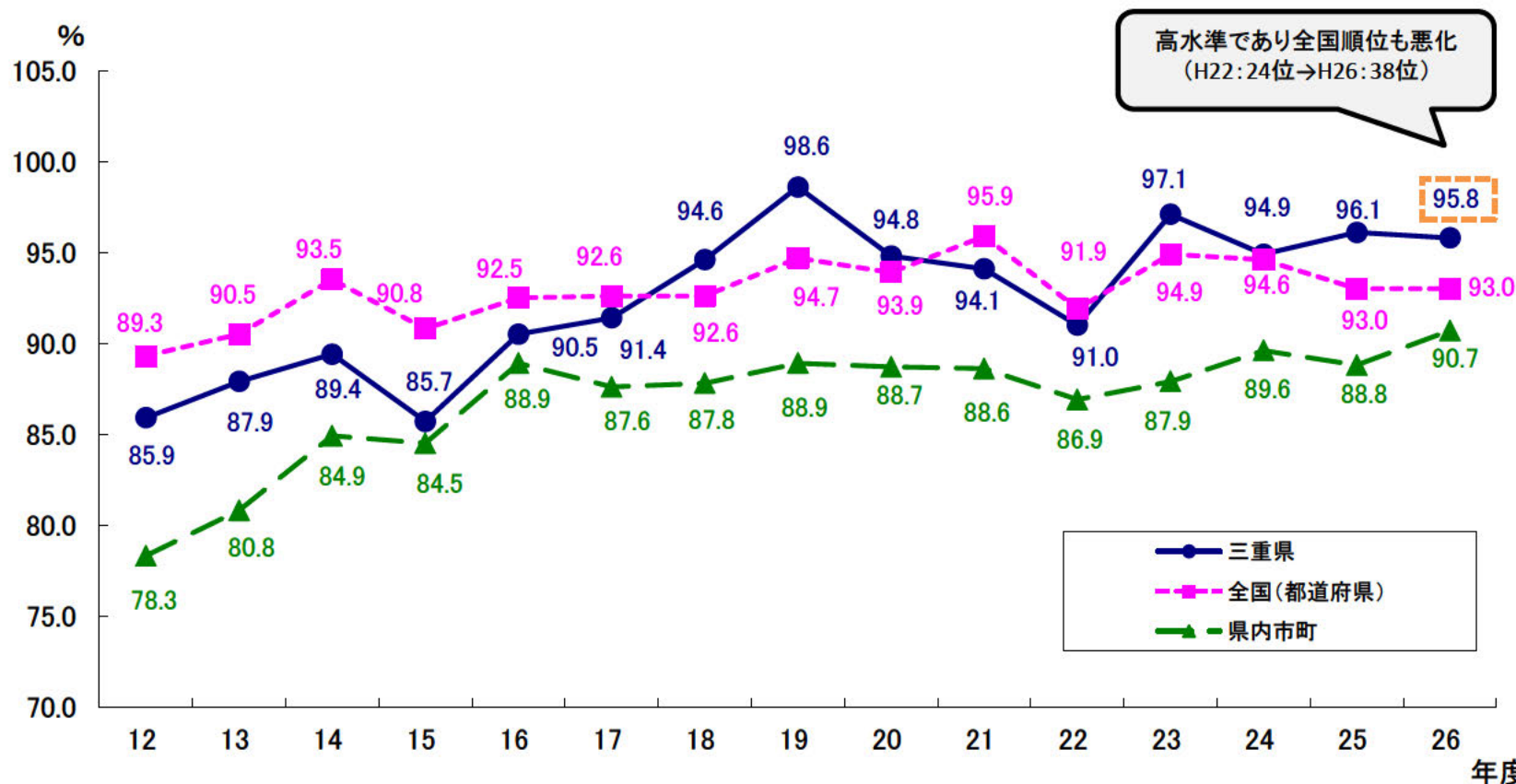
一般財源の充当先としては、人件費、公債費、補助費など経常的に支出すべき性格を有する経費が大宗を占めている。平成22年度と26年度を比較すると、こうした経費が増加した結果、それ以外の経費に向けた余力が失われてきている。



※物件費とは、人件費、扶助費、補助費等、維持補修費以外の消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。
 ※用途が特定されない財源としては、一般財源以外に、目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等があり、H22年度は295億円、H26年度は226億円となっている。

1-2. 経常的な支出の状況(経常収支比率の状況)

経常収支比率は、平成16年度以降、11年連続で90%を超えており、かつ増加傾向にある。平成26年度は、95.8%となっている。(全国38位。比率の小さいほうから順位付け。)

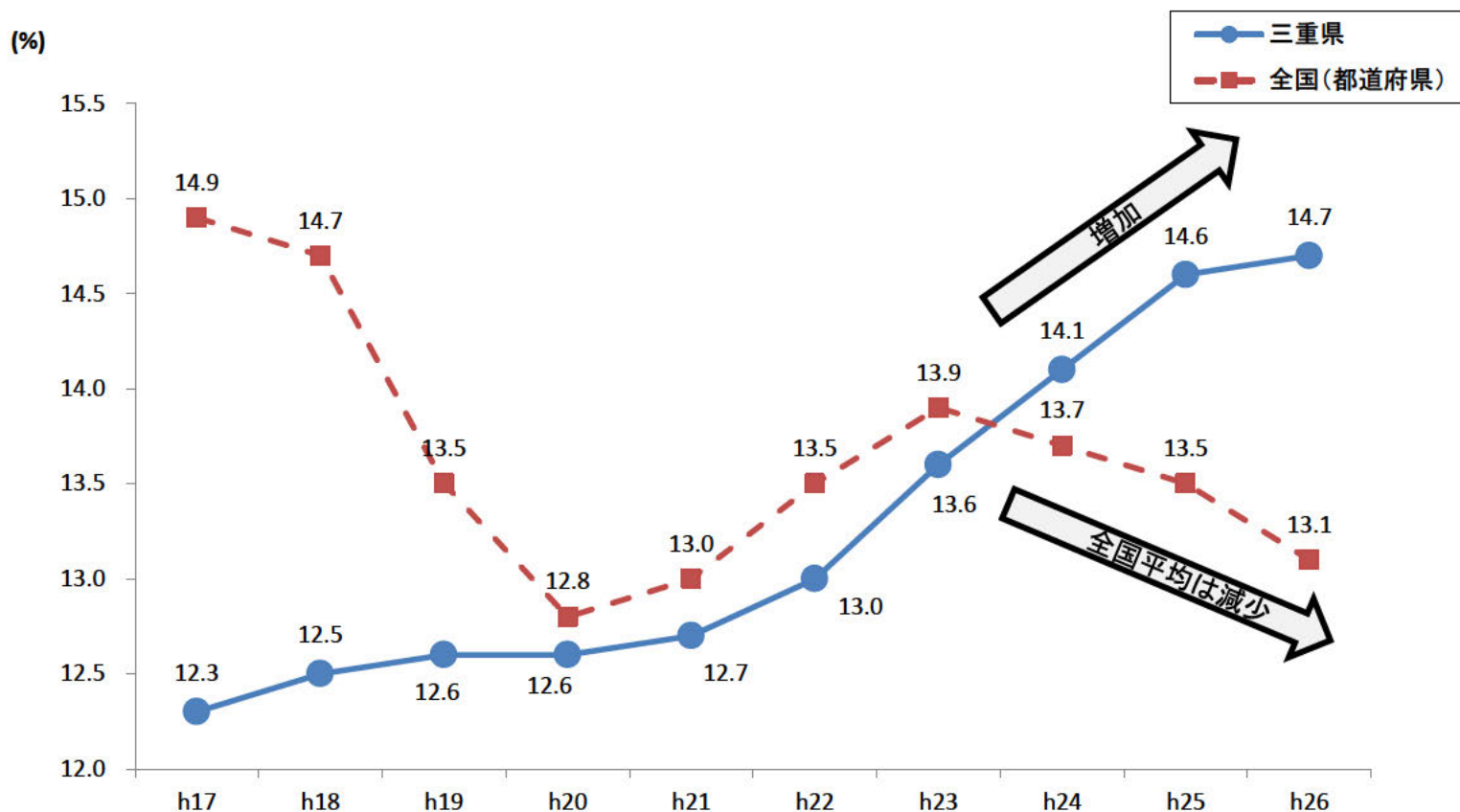


※経常収支比率とは、県税、普通交付税など、毎年経常的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政自由度が低いことを示している。

1-3. 経常的な支出の状況(実質公債費比率の推移)

実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、平成23年度までは全国平均を下回っていたが、平成24年度に全国平均を上回り、その後も増加している。

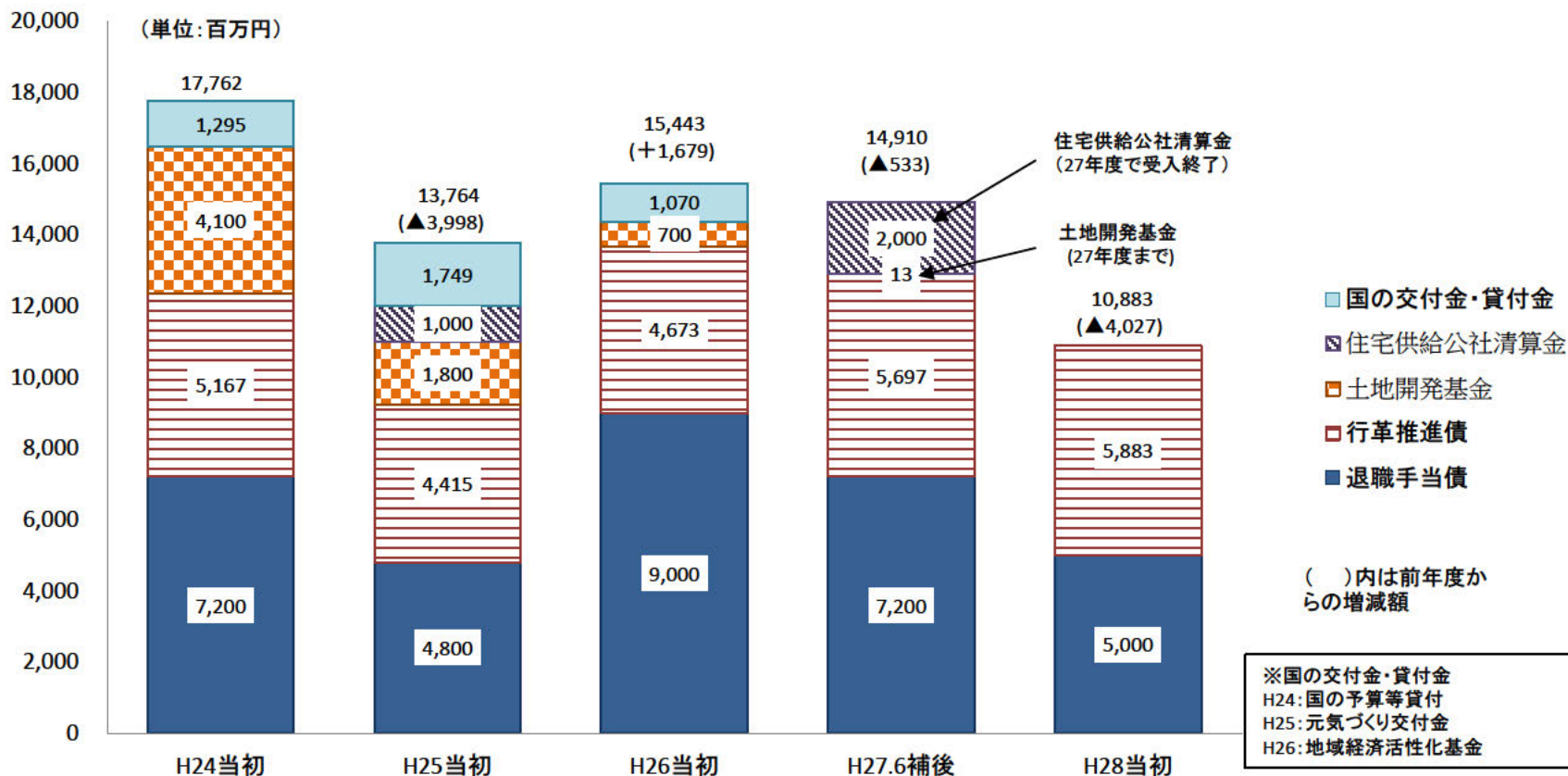


※実質公債費比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合。当該年度の公債費負担の大きさを示す指標である。

2. 臨時一般財源の推移

臨時一般財源の推移(平成24当初～H28当初)

平成28年度の臨時一般財源総額は、平成24年度当初予算時と比べ、大きく減少している。



※各年度とも当初予算ベース。ただし、平成27年度は骨格的予算であったため6月補正後ベース。

※企業会計からの繰入(借入)は除く。

3. 本県財政が直面する課題について

(短期的視点)

平成29年度当初予算編成に向けて、歳出面では経常的な支出(人件費、公債費、社会保障関係経費など)が増加して財政の硬直化が急速に進む一方、歳入面では一般財源総額の伸びが見込めない中、住宅供給公社清算金などの臨時収入や企業会計からの借入金の皆減に加え、財調の積み上がりが不足している状況となっており、こうした財源不足の状況をいかに解消し、どのように編成を乗り切るか。

(中期的視点)

歳出規模を経常的な歳入(県税収入、交付税、使用料・手数料など)の範囲内に抑えることができるような財政構造をいかに実現するか。

4. 財政健全化に向けた目標の設定について(案)

持続可能な財政運営の維持

財政の健全化に向けた集中取組(期間は3年)の目標

- ① 歳入に見合った歳出規模への転換(臨時収入に頼らない財政運営)
⇒ 経常的支出の規模の抑制、臨時的支出も抑制

経常収支比率の考え方を予算ベースに置き換えた新たな指標を設け、予算編成時において経常的支出の歳出規模が適正かどうかを判断。

【サブ指標】

- ② 経常収支比率の改善

現状(平成26年度)における本県の数値 95.8%

⇒ 平成31年度に平成26年度の全国平均である 93.0%以下

- ③ 実質公債費比率の改善

現状(平成26年度)における本県の数値 14.7%

⇒ 平成31年度に平成26年度の全国中位である 14.1%以下